



岡山市犯罪被害者等基本条例（仮称）制定に 関するご意見の募集結果について

ご意見募集期間

平成22年9月1日(水)から平成22年9月22日(水)まで

資料配付場所

安全・安心ネットワーク推進室、情報公開室、各区役所・支所・地域センター

ご意見の提出方法

ホームページからの入力フォーム、Eメール、FAX、郵送又は持参

ご意見の提出先

岡山市安全・安心ネットワーク推進室

ご意見の募集結果

(1) 提出状況

提出者数： 12名
意見総数： 35件

(2) ご意見の内訳

条文の表現に関すること	4件
具体的な施策に関すること	19件
条例制定に対するご意見	10件
関連施策へのご意見	2件

(3) 提出方法

入力フォーム	5件
Eメール	0件
FAX	1件
郵送	0件
持参	6件

(4) 住所

北区	7件
中区	2件
東区	0件
南区	0件
不明	3件

(5) 年代

10代	0件
20代	0件
30代	1件
40代	2件
50代	0件
60代以上	6件
不明	3件

ご意見の概要

ご意見の概要とそれに対する本市の考え方は下表のとおりです。
(下表では、35件のうち同種の意見をまとめ、12の意見に集約しております。)

ご意見の概要		本市の考え方
1. 第2条(定義)について		
	犯罪被害者等の定義について、条例ですから「市内に住所を有するもの」は当然であり必要ないと思う。市外の被害者は除外される印象が強くなる。住所は移さず一時的に岡山市に緊急避難している被害者の方たちが相談をしづらくなると感じるおそれがある。	ご意見にあるような方々が相談しづらくならないように「市内に住所を有するもの」の表現を「 <u>市内に居住し、勤務し、又は通学するもの</u> 」に変更します。
2. 第3条(犯罪被害者等の支援の実施に関する基本原則)について		
	基本原則について、途切れない支援という文言を入れてほしい。	条文を「・・・その被った心身の苦痛、生活上の不利益等の態様その他の事情に応じ、 <u>途切れることなく適切に行われるものでなければならぬ。</u> 」に変更します。
3. 第5条(市民等の責務)について		
	二次的な被害という言葉が出てくるが定義がない。定義を明確にする等何らかの方法が必要ではないか。	第2条に(5)として二次的な被害の項目を追加します。 「 <u>(5) 二次的被害 被害にあったことによる経済的な損失、精神的な苦痛、身体の不調、周囲の人々のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害等のことをいう。</u> 」

4．第6条（犯罪被害者等の支援のための総合窓口）について		
	窓口については分かりやすく明示し啓発してほしい。	総合窓口設置に当たっては、市民の皆様に分かりやすく明示し啓発を行います。また、庁内各部署の連携強化を図り、また各関係機関等に協力を依頼していきます。
	総合窓口の設置によって、たらいまわしの状態にならないような仕組みをぜひ確立して欲しい。	
5．第8条（住居の提供）について		
	市営住宅の運用について、自宅近くの市営住宅、県営住宅に入居できるなど、柔軟な活用方法をお願いしたい。	公営住宅における公共の福祉の増進の観点から、かつ、公募による入居規定を妨げない限りにおいて、一時的な緊急避難措置として、市営住宅の短期間に限った目的外使用許可が可能であると考えております。
6．第9条（雇用の安定）について		
	裁判員になった場合の特別休暇制度に比べて、犯罪被害回復のための特別休暇制度が定着していないので、事業者に対してもっと広報・啓発をしていく必要がある。	本市としては、国の普及啓発事業と相まって、この制度の広報・啓発について、機会を捉え努めてまいりたいと考えております。
7．第10条（民間支援団体に対する支援）について		
	民間支援団体への補助金を交付してはどうか。	民間支援団体への財政的支援は必要性を考慮するなど今後の検討課題とさせていただきます。
	民間支援団体への財政的支援を安易に行うことには慎重になるべきである。	
8．第12条（支援が行わないことが出来る場合）について		
	12条の支援を行わないことができるという趣旨が理解しにくい表現となっている。運用によっては、例えば、犯罪被害者が以前に傷害を与えた人から、復讐され、被害にあった場合（傷害罪については服役が終了している場合など）支援できない対象になる恐れがある。	第12条については、正当防衛等のような、いわゆる加害者自身に非が認められるような場合を想定したものであり、ご意見のような場合は支援対象として考えられるものであり、条文は案のとおりとします。
9．経済的支援について		
	見舞金支給の制度を創設してはどうか。	この条例は岡山市における犯罪被害者等に対する基本的な考え方を示したものであり、個別具体的な施策については、担当課にお
	生活資金の貸付制度を創設してはどうか。	

	D V 被害者等への経済的支援をお願いしたい。	いて、今後の参考とさせていただきます。
	一時的な経済支援が必要ではないか。	
10 . 市職員の連携体制について		
	行政担当者が、被害者に二次的な被害を与えることがない様、被害者がおかれている状況を学び関係各課の連携を密にするような体制を明記してはどうか。	この条例制定を契機として庁内の連携強化はもとより、犯罪被害者等に対する職員全体の意識の向上に努めていきたいと考えております。
	市役所内部での連携については当たり前のことかもしれないが、注意喚起を促す規定のしかたができると思う。そして、庁内の連携は、犯罪被害者のための「ワンストップサービス」の方策検討へとつながり、それを活かすためには職員全体研修が不可欠である。職員一人ひとりの意識が変わらない限り連携は困難だと思う。	
11 . 条例制定に対するご意見		
	誰もが被害者となる可能性がある出来事にもかかわらず、敬遠されがちなことでもあるが、この度はそこにスポットを当て、前向きな取り組みとして条例を作るということで本当に素晴らしい。	
	犯罪被害者の問題は数が少なく社会的に孤立し、相談窓口の声が届かないことが多い。その声は、地域の身近なところでの支えがあって初めて聞こえてくるものであり、身近な相談窓口として市の担う役割は大きいと思う。	
12 . 関連施策へのご意見		
	市では安全・安心ネットワークづくりを進めているが、防犯だけが安全対策ではなく、被害者支援や被害者理解が根付いたまちづくりこそ、安全・安心なまちづくりと言えるはずである。防犯対策と被害者支援とを縦割りにするのではなく、安全・安心ネットワーク推進事業の中でも「犯罪被害者支援」をきちんと位置づけていただきたい。	
	岡山市はすでにD V 被害者支援の貴重なノウハウを蓄積している。「さんかく岡山」はD V 被害者からの相談件数も多く、支援実績もしっかりしており、この「さんかく岡山」から学ぶことは多いと思う。	